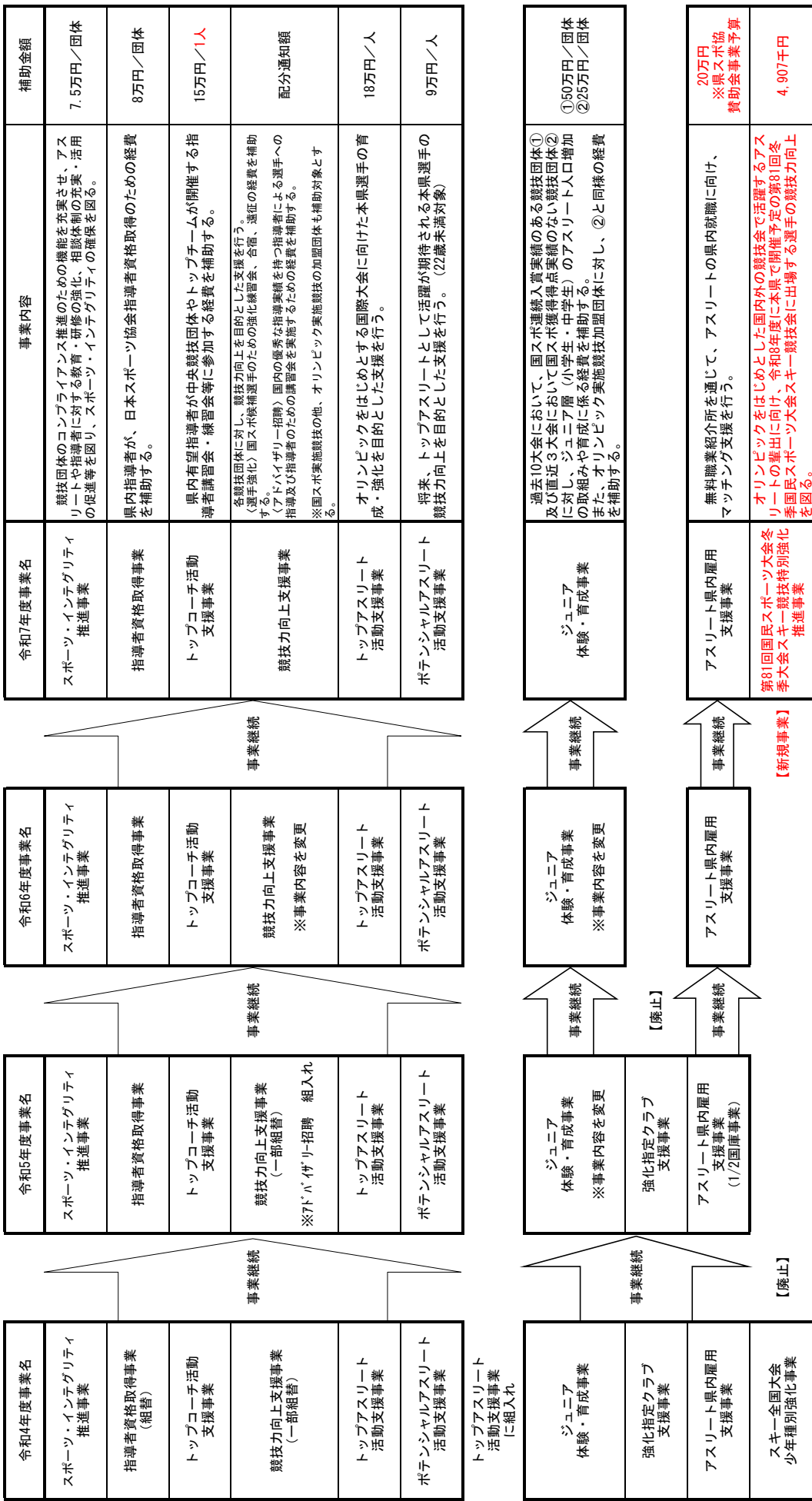


令和7年度 選手強化事業

- ① 令和7年度 選手強化事業費補助金事業（概要）
- ② 令和7年度版 各強化事業 実施要項

強化事業の様式については、県スポ協ホームページ
「様式ダウンロード」→「各種様式ダウンロード」
からダウンロードすることができます。

令和7年度選手強化事業費補助金事業について【推移】



競技力向上支援事業 実施要項

公益財団法人岩手県スポーツ協会

(目的)

第1 国民スポーツ大会及び東北総合スポーツ大会実施競技及びオリンピック実施競技で、かつ岩手県スポーツ協会加盟団体競技の強化練習会等を実施し、競技力向上を図る。

(事業内容)

第2 選手強化

県内競技団体が強化候補選手を対象として、強化練習会、合宿、各種大会参加、県外遠征、アドバイザー招聘等を実施する際に係る経費を補助する。

(対象競技)

第3 ①陸上競技 ②水 泳 ③サッカー ④テニス ⑤ローイング ⑥ホッケー
⑦ボクシング ⑧バレーボール ⑨体 操 ⑩バスケットボール ⑪レスリング
⑫セーリング ⑬ウェイトリフティング ⑭ハンドボール ⑮自転車
⑯ソフトテニス ⑰卓 球 ⑱軟式野球 ⑲相 撲 ⑳馬 術 ㉑フェンシング
㉒柔 道 ㉓ソフトボール ㉔バドミントン ㉕弓 道 ㉖ライフル射撃 ㉗剣 道
㉘ラグビーフットボール ㉙スポーツクライミング ㉚カヌー ㉛アーチェリー
㉜空手道 ㉝銃剣道 ㉞クレール射撃 ㉟なぎなた ㊱ボウリング ㊲ゴルフ
㊳トライアスロン ㊴スキー ㊵スケート ㊶アイスホッケー ㊷カーリング
㊸バイアスロン

(経費負担)

第4 事業実施に要する経費の一部を（公財）岩手県スポーツ協会が別途配分した額を補助する。

(実施期間)

第5 当該年4月1日～翌3月31日

附 則

この要項は、令和7年4月1日から一部改訂し施行する。

指導者資格取得事業 実施要項

公益財団法人岩手県スポーツ協会

(目的)

第1 国民スポーツ大会及び東北総合スポーツ大会に出場する競技の監督へ取得が義務付けられている資格等を取得し、指導者の確保と指導力向上を図る。

(事業内容)

第2 県内競技団体の選手または指導者が、日本スポーツ協会指導者資格取得のための指導者講習等を受講する際に係る経費を補助する。

(対象競技)

第3 ①陸上競技 ②水 泳 ③サッカー ④テニス ⑤ローイング ⑥ホッケー
⑦ボクシング ⑧バレーボール ⑨体 操 ⑩バスケットボール ⑪レスリング
⑫セーリング ⑬ウェイトリフティング ⑭ハンドボール ⑮自転車 ⑯ソフトテニス
⑰卓 球 ⑱軟式野球 ⑲相 撲 ⑳馬 術 ㉑フェンシング ㉒柔 道
㉓ソフトボール ㉔バドミントン ㉕弓 道 ㉖ライフル射撃 ㉗剣 道
㉘ラグビーフットボール ㉙スポーツクライミング ㉚カヌー ㉛アーチェリー
㉜空手道 ㉝銃剣道 ㉞クレール射撃 ㉟なぎなた ㊱ボウリング ㊲ゴルフ
㊳トライアスロン ㊴スキー ㊵スケート ㊶アイスホッケー
上記のうち、岩手県スポーツ協会が指定した競技団体

(経費負担)

第4 事業実施に要する経費の一部を（公財）岩手県スポーツ協会が補助する。
一競技団体につき8万円を上限とする。

(実施期間)

第5 当該年4月1日～翌3月31日

附 則

この要項は、令和7年4月1日から一部改訂し施行する。

トップアスリート活動支援事業 実施要項

公益財団法人岩手県スポーツ協会

(目的)

第1 オリンピック等国際大会で活躍が期待されるアスリートの競技力向上を図る。

(事業内容)

第2 (公財) 岩手県スポーツ協会会長が指定した選手が、強化活動、遠征、各種大会参加等を実施する際に係る経費を補助する。

(指定基準)

第3 次の(1)から(3)のすべてに該当する選手

- (1) 岩手県出身の選手又は岩手県内の企業(支社等を含む。)若しくは学校に在籍している選手であること。
- (2) 当該選手の競技を統括する県内の競技団体から推薦があること。
- (3) 前年度又は当該年度に日本代表選手及び中央競技団体の強化指定選手(アンダーカテゴリーを含む。)

※JOC エリートアカデミー在籍選手を含む。

(経費負担)

第4 事業実施に要する経費の一部を(公財)岩手県スポーツ協会が補助する。
一人につき18万円を上限とする。

(実施期間)

第5 指定された日から翌3月31日。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から一部改訂し施行する。

トップアスリート活動支援事業 細則

第1 指定基準

(1) 対象選手について

国民スポーツ大会競技種目及びオリンピック競技種目に該当する選手とする。

ただし、国民スポーツ大会競技種目については、当該年の国スポに岩手県以外の都道府県から出場する選手は、対象外とする。

(2) 日本代表の基準について

オリンピック等世界大会における日本代表（アンダーカテゴリー含む）に選出された選手。ただし、高体連選抜や日韓中交流戦等の交流戦に選出された選手は除く。

(3) 支援を受ける上での留意事項について

ア 各競技団体が開催する強化事業等や公益財団法人岩手県スポーツ協会（以下「県スポ協」という）が開催する事業への協力を行う意思があること。

イ 他の自治体等から、本事業と同じ趣旨の補助制度による補助金を受給する場合は、別途協議する。

第2 選手指定について

(1) 推薦手続き

競技団体は、指定基準を満たす選手に指定承諾の意思確認をしたうえで、トップアスリート活動支援事業推薦承諾書（18歳未満にあつては保護者の同意）を添付したトップアスリート活動支援事業推薦書、要件証明の書類を県スポ協に提出する。

(2) 指定の決定

ア 県スポ協は、トップアスリート活動支援事業審査委員会を開催し、推薦のあった選手について承認を受け指定を決定する。

イ 県スポ協は、トップアスリート指定者に対し「指定証」を交付するとともに、推薦した競技団体に対して「決定通知」を送る。

ウ 県スポ協は、指定されなかった選手について、理由を付して競技団体へ通知し、推薦書を返却する。

ただし、細則により指定保留となった選手については、要件を具備した際に追加資料の提出をもって推薦書を再受理し、審査委員会へ諮るものとする。

(3) 指定の解除

次の事項に該当する場合、会長は指定を解除することができる。

ア 本人や競技団体から指定解除の申し出があった場合

イ トップアスリート選手として、県民から批判を受けるような非違行為があった場合

ポテンシャルアスリート活動支援事業 実施要項

公益財団法人岩手県スポーツ協会

(目的)

第1 将来、トップアスリートとして活躍が期待される潜在能力（ポテンシャル）のあるアスリートの競技力向上を図る。

(事業内容)

第2 (公財) 岩手県スポーツ協会会長が指定した選手が、強化活動、遠征、各種大会参加等を実施する際に係る経費を補助する。

(指定基準)

第3 次の(1)から(3)のすべてに該当する選手

- (1) 岩手県出身の選手又は岩手県内企業（支社等を含む）、若しくは学校に在籍している選手であること。
- (2) 当該選手の競技を統括する県内の競技団体から推薦があること。
- (3) 別途定める国内大会において、個人で前年度に8位以内の入賞実績があること。ただし、大会が開催されなかった年度がある場合は「過去直近大会」を参考に指定可否を決定する。トップアスリート活動支援事業の指定を受けた選手は対象外とする。

(経費負担)

第4 事業実施に要する経費の一部を(公財)岩手県スポーツ協会が補助する。一人につき9万円を上限とする。

(実施期間)

第5 指定された日から翌3月31日。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から一部改訂し施行する。

第1 指定基準

(1) 対象選手について

国民スポーツ大会競技種目及びオリンピック競技種目に該当する当該年度22歳未満の選手とする。

ただし、国民スポーツ大会競技種目については、当該年の国スポに岩手県以外の都道府県から出場する選手は、対象外とする。

なお、中学生で国スポ年齢基準に達しない選手については、指定しない。

(2) 国内大会について

国内大会は、国民スポーツ大会、全日本選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校総合体育大会及びポテンシャルアスリート指定に関わる対象大会一覧に該当する大会とする。

(3) 競技成績について

(2)に定める国内大会において、個人で前年度に8位以内の入賞実績があること。

(4) 支援を受ける上での留意事項について

ア 各競技団体が開催する強化事業等や公益財団法人岩手県スポーツ協会（以下「県スポ協」という）が開催する事業への協力を行う意思があること。

イ 他の自治体等から、本事業と同じ趣旨の補助制度による補助金を受給する場合は、別途協議する。

第2 選手指定について

(1) 推薦手続き

競技団体は、指定基準を満たす選手に指定承諾の意思確認をしたうえで、ポテンシャルアスリート活動支援事業推薦承諾書（18歳未満にあっては保護者の同意）を添付したポテンシャルアスリート活動支援事業推薦書、要件証明の書類を県体協に提出する。

(2) 指定の決定

ア 県スポ協は、ポテンシャルアスリート活動支援事業審査委員会を開催し、推薦のあった選手について承認を受け指定を決定する。

イ 県スポ協は、ポテンシャルアスリート指定者に対し「指定証」を交付するとともに、推薦した競技団体に対して「決定通知」を送る。

ウ 県スポ協は、指定されなかった選手について、理由を付して競技団体へ通知し、推薦書を返却する。

(3) 指定の解除

次の事項に該当する場合、会長は指定を解除することができる。

ア 本人や競技団体から指定解除の申し出があった場合

イ ポテンシャルアスリート選手として、県民から批判を受けるような非違行為があった場合

令和7年度 ポテンシャルアスリート指定に関わる対象大会一覧

No.	競技名	その他の大会(準ずる大会)			備考
		成年	少年(高校)	少年(中学)	
1	陸上	日本陸上競技選手権大会			
2	水泳	日本選手権水泳競技大会	全国JOCジュニアオリンピックカップ水泳競技大会	全国JOCジュニアオリンピックカップ水泳競技大会	※インターハイ、全国中学に参加資格のない選手の場合
3	テニス	全日本テニス選手権大会		全国中学生テニス選手権大会	
4	ボート	全日本ボート選手権大会		全日本中学選手権大会	
5	ボクシング	全日本ボクシング選手権大会		全日本UJボクシング大会	
6	体操	全日本体操競技個人総合選手権大会(種目別選手権大会)			
7	レスリング	全日本レスリング選手権大会		全国中学生レスリング選手権大会	
8	セーリング	全日本ヨット選手権大会		全国中学校ヨット選手権大会	
9	ウェイトリフティング	全日本ウェイトリフティング選手権大会		全国中学生ウェイトリフティング選手権大会	
10	自転車	全日本自転車競技選手権大会		JOCジュニアオリンピックカップ自転車競技大会	
11	卓球	全日本卓球選手権大会			
12	相撲	全日本相撲選手権大会			
13	馬術	全日本馬場馬術大会	全国高校生馬術選手権大会	全日本ジュニア馬場馬術大会	
14	フェンシング	全日本フェンシング選手権大会		全国中学生フェンシング選手権大会	
15	柔道	全日本選抜体重別選手権大会			
16	バドミントン	全日本総合バドミントン選手権大会			
17	弓道	全日本弓道選手権大会		全国中学生弓道大会	
18	ライフル射撃	全日本ライフル射撃選手権大会(全国ピストル射撃競技大会)	全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会	全日本小中学生ライフル射撃競技選手権大会	
19	剣道	全日本剣道選手権大会(全日本剣道女子選手権大会)			
20	スポーツクライミング	ジャパンカップ	スポーツクライミングユース日本選手権	スポーツクライミングユース日本選手権	
21	カヌー	全日本カヌースプリント選手権大会、全日本カヌースラローム・ワイルドウォーター選手権大会		全国中学生カヌー大会	
22	アーチェリー	全日本ターゲットアーチェリー選手権大会		全日本小学生・中学生アーチェリー選手権大会	
23	空手道	全日本空手道選手権大会		全国中学生空手道選手権大会	
24	銃剣道	全日本銃剣道選手権大会	全国高校生銃剣道大会	全日本少年少女武道(銃剣道)錬成大会	
25	クレー射撃	全日本クレー射撃選手権大会	(実施されず)	(実施されず)	
26	なぎなた	全日本なぎなた選手権大会		全国中学生なぎなた大会	
27	ボウリング	全日本ボウリング選手権大会	全日本高校ボウリング選手権大会	全日本中学ボウリング選手権大会	
28	ゴルフ	日本アマチュアゴルフ選手権競技	全国高等学校・中学校ゴルフ選手権大会	全国高等学校・中学校ゴルフ選手権大会	
29	スキー	全日本スキー選手権大会			
30	スケート	全日本スピードスケート選手権大会			
31	トライアスロン	日本トライアスロン選手権	トライアスロンフェスティバル全国高校生大会	キッズ・ジュニア大会(各地で開催)	

※ 個人種目のある競技に限る

ジュニア体験・育成事業 実施要項

公益財団法人岩手県スポーツ協会

(目的)

第1 ジュニア層（小学生～中学2年生）のアスリート人口の増加を図るとともに、少年種別の競技力向上を図る。

(事業内容)

第2 （公財）岩手県スポーツ協会会長が指定した競技団体が、体験会、強化活動、遠征、各種大会への参加等を実施する際に係る経費を補助する。

(指定基準)

第3 次の指定基準（1）～（2）のいずれかを満たし、さらに（3）を満たす競技団体とする。

（1）指定基準1

国民スポーツ大会において、過去10年間連続入賞の競技団体。

（2）指定基準2

①国民スポーツ大会において、直近3年間の入賞実績のない競技団体。

②国民スポーツ大会実施競技以外のオリンピック実施競技で、かつ岩手県スポーツ協会に加盟する競技団体。

（3）育成拠点があり、一貫指導体制が構築されている競技。

(経費負担)

第4 事業実施に要する経費の一部を（公財）岩手県スポーツ協会が補助する。

（1）指定基準1

一競技団体につき50万円を上限とする。

（2）指定基準2

一競技団体につき25万円を上限とする。

(指定期間)

第5 指定された日から翌3月31日までとする。

附則

この要項は、令和7年4月1日から一部改訂し施行する。

第1 指定基準

- (1) 指定基準1の対象競技は、以下のとおりとする。
- ①陸上競技②ホッケー③ボクシング④レスリング⑤ウエイトリフティング
 - ⑥自転車⑦弓道⑧カヌー⑨スキー⑩スケート
- (2) 指定基準2の対象競技は、以下のとおりとする。
- ①サッカー②テニス③バレーボール④体操（新体操・トランポリン含む）
 - ⑤バスケットボール⑥ソフトテニス⑦卓球⑧軟式野球⑨柔道⑩バドミントン
 - ⑪銃剣道⑫ゴルフ⑬アイスホッケー⑭トライアスロン⑮カーリング⑯バイアスロン
- (3) 中央競技団体との連携のもと、指導システムが確立されている競技であること。

第2 指定手続きについて

- (1) 申請手続き
- 競技団体は、「ジュニア体験・育成事業申請書」を公益財団法人岩手県スポーツ協会（以下「県スポ協」という）に提出する。
- (2) 指定競技団体の決定
- ア 県スポ協は、ジュニア体験・育成事業審査委員会を開催し、申請のあった競技団体について承認を受け指定を決定する。
 - イ 県スポ協は、ジュニア体験・育成事業の指定競技団体に対し「指定証」を交付し「決定通知」を送る。
 - ウ 県スポ協は、指定されなかった競技団体については、理由を付して通知し、申請書を返却する。
- (3) 指定の解除
- 次の事項に該当する場合、会長は指定を解除することができる。
- ア 競技団体から指定解除の申し出があった場合
 - イ ジュニア体験・育成事業指定競技団体として、県民から批判を受けるような非違行為があった場合

トップコーチ活動支援事業 実施要項

公益財団法人岩手県スポーツ協会

(目的)

第1 オリンピック等国際大会で活躍する選手の育成のため、県内トップコーチの指導力向上を図る。また、各競技の指導者間のネットワークを構築し、更なる資質の向上を図る。

(事業内容)

第2 (公財) 岩手県スポーツ協会会長が認定したトップコーチが、次の個人研修等を受講する(コーチエデュケーターは除く)際に係る経費を補助する。

ア 中央競技団体のトップチーム強化合宿

イ 中央競技団体主催の指導力向上研修会

ウ アジア大会・世界大会規模の大会視察

※可能な限り選手・チームに帯同し、ミーティング等への参加も依頼する。

(認定基準)

第3 次の(1)、(2)の基準を満たし、各競技団体からの推薦を受けた指導者。

(1) 岩手県内在住で日本スポーツ協会公認指導者資格を保持していること

(次世代トップコーチは除く)

(2) 下記の基準のいずれかを満たしていること

ア トップコーチ

各競技団体において現在又は過去に2年以上継続して、日本代表チーム(年代別含)の監督又はコーチを経験している者

イ 準トップコーチ(当該年4月1日時点で45歳未満とする。)

各競技団体において過去3年以内に、日本代表チーム(年代別を含む。)の選手を輩出したことがあり、今後日本代表チーム(年代別を含む。)で指導者になる可能性がある者

ウ 次世代トップコーチ(当該年4月1日時点で35歳未満とする。)

以下の競技実績又は指導実績を有する者

【競技実績】高等学校卒業後、国際大会に日本代表として出場した者又は全国規模の大会において優秀な実績を有する者

【指導実績】全国規模の大会において優秀な実績を挙げた選手又はチームを監督等として指導した者

エ コーチエデュケーター

各中央競技団体において、コーチを指導する立場に任命されている者

(認定期間)

第4 認定された日から翌3月31日までとする。

なお、認定を受けた指導者は、辞退の申し出がない限り、次年度も継続認定する。

但し、次世代トップコーチの認定は、3年を上限とする。

(認定解除)

第5 次の事項に該当する場合、会長は認定を解除することができる。

(1) 本人や競技団体から認定解除の申し出があった場合

(2) トップコーチとして、県民から批判を受けるような非違行為があった場合

(経費負担)

第6 事業実施に要する経費の一部を（公財）岩手県スポーツ協会が補助する。
一人に15万円を上限とする。希望者多数の場合は審査委員会にて決定する。

(研修報告等)

第7 実施後の報告会等について

- (1) 個人研修会参加後は、個人研修会実施レポートを提出することとする。
- (2) 県内競技団体内での伝達講習会（全競技団体参加の県スポ協主催研修会等含む）または、報告会を義務付け、終了後には伝達講習会等実施レポートを提出することとする。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から一部改訂し施行する。

スポーツ・インテグリティ推進事業 実施要項

公益財団法人岩手県スポーツ協会

(目的)

第1 クリーンでフェアなスポーツの実現のため、競技団体のコンプライアンス推進のための機能を充実させ、役員・指導者・アスリート等に対する教育・研修を強化し、スポーツ・インテグリティの確保を図る。

(事業内容)

第2 以下の事業を実施する際に係る経費を補助する。

- (1) [中央研修]：競技団体の指導者等が、日本スポーツ協会等が主催する研修会に参加する。
- (2) [希望研修]：各競技団体の経営・運営を担う人材（理事長、事務局長、強化責任者・指導者等）を対象とした研修会を開催する（希望3競技団体）。

(経費負担)

第3 事業実施に要する経費の一部を（公財）岩手県スポーツ協会が補助する。
一競技団体につき7万5千円を上限とする。

(実施期間)

第4 当該年4月1日から翌3月31日までとする。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。